

なや そろ だん
悩みがあったら相談してね



そろ だん まど ぐち
相談できる窓口

こ だん せいの だん
子ども電話相談

いえ せいかつ なや くわなし こ そろ だん
家での生活の悩み（桑名市子ども総合センター）

☎ 0594-24-1298

あさ じ ゆうがた じ ふん
☎ 朝9時～夕方4時30分まで、
げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く）

がっこう なや くわなしきょういくけんきゅうじょ
学校での悩み（桑名市教育研究所）

☎ 0594-24-1880

あさ じ ゆうがた じ
☎ 朝9時～夕方4時30分まで、
げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く）

じかん こども
24時間子供
SOSダイヤル（文部科学省）

な や み いおう
☎ 0120-0-78310

☎ 24時間相談できます

よりそいホットライン

いっばんしゃだんほうじんしゃいかいてきほうせつ
（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

つ な ぐ ささえる
☎ 0120-279-338

☎ 24時間、外国語でも相談できます

こ じんけん
子どもの人権 SOS-eメール
ほうむしやう
（法務省）

メールでも相談できます

スマート
フォンから



※ 返事には数日かかることもあります

こ そろ だん
子ども SNS 相談みえ
みえけん きょういくいんかい
（三重県教育委員会）

LINEから相談できます

スマート
フォンから



☎ 相談できる時間：平日夕方5時～夜10時

ほか さまざま そろ だん まどぐち
この他にも様々な相談窓口があります

【こども家庭庁MP】

スマート
フォンから



くわなし
桑名市こどもの
けんりじょうれい
権利条例について
くわしくはこちらへ

スマートフォンから



パソコンから



くわなし
桑名市こどもの権利条例

はっこう くわなし
【発行】桑名市
こども未来部 子ども未来課
でんわ
☎ 電話 0594-24-1172



2025^{ねん}4^{がつ}スタート！



くわなし
桑名市



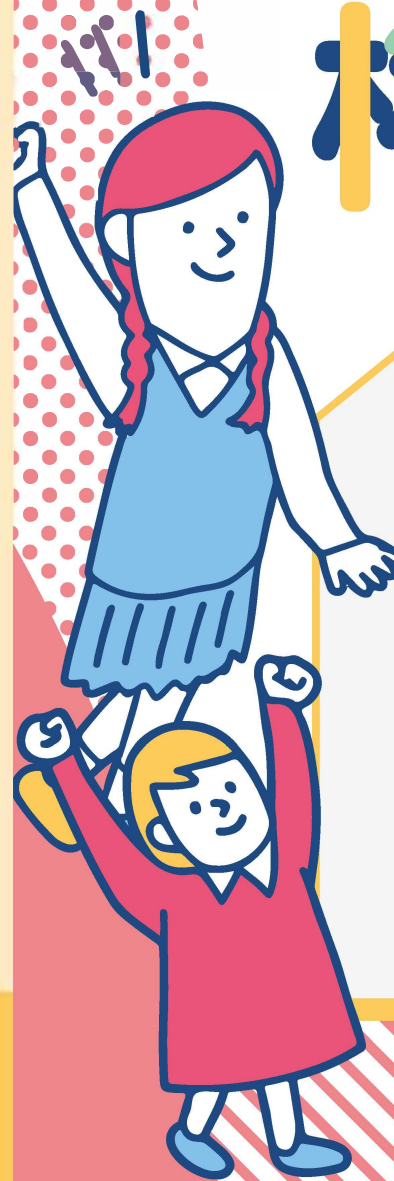
こどもの けんりじょうれい 権利条例

すべ
全てのこどもたちは、

ひとり
一人ひとりがかけがえのない

そんざい だれ う
存在で、誰もが生まれながらにして

しあわ い けんり も
幸せに生きる権利を持っています





くわ な し
桑名市

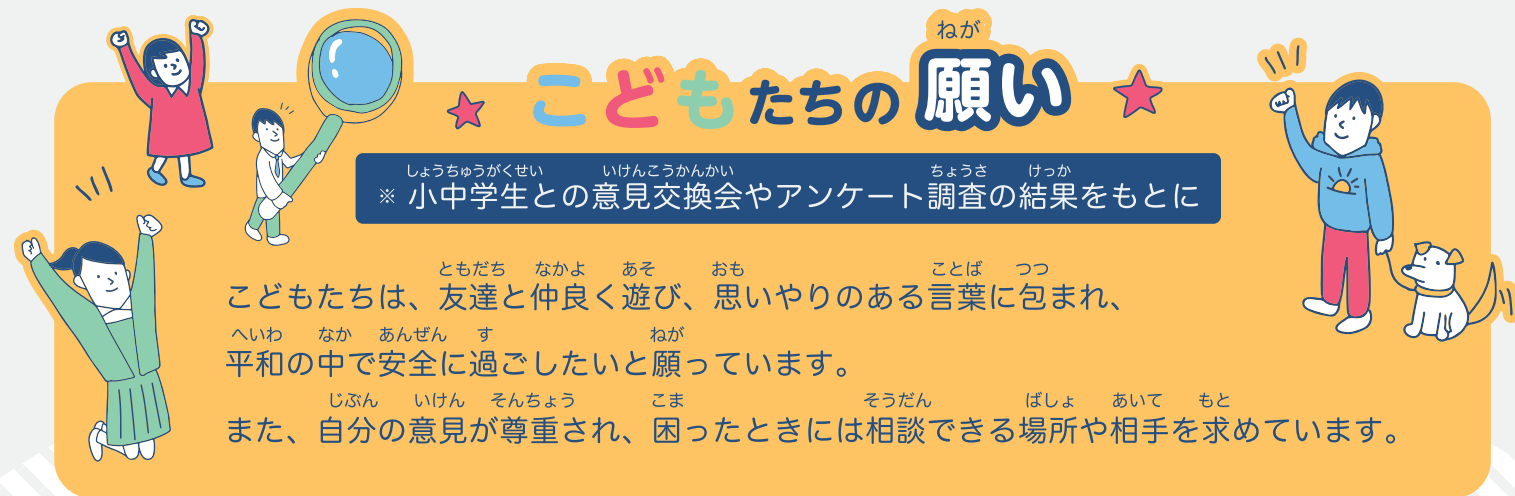
こどもの権利条例とは

くわなしぎかいきょういくふくしいんかい ぎんていあん じょうれい せいてい め ざ しなishōちゅうがくせい いけんこうかんかい
桑名市議会教育福祉委員会において、議員提案による条例の制定を目指し、市内小中学生との意見交換会や
かんけいしゃ など じっし いんかい ぎろん かさ れいわ ねん がつ にち せいてい
関係者へのヒアリング等を実施しながら、委員会での議論を重ね、令和6年12月5日に制定されました。

じょうれい くわなし しみん かんけいしゃ さいぜん りえき だいいち かんが こえ
この条例をもとに、桑名市は、市民や関係者とともに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に
みみ かたむ おとな たいとう たちば きょうりょく けんり ほしょう め ざ
耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指します。

こどもの権利条約との関係

こ けんりじょうやく じどう けんり かん じょうやく けんり こくさいてき ほしょう
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、こどもの権利を国際的に保障することとして
さだ こくれんそうかい さいたく にほん ねん じょうやく ひじゅん
定め、国連総会において採択されました。日本は、1994年にこの条約を批准しました。
くわなし けんりじょうれい せかいてき じょうやく かんが かた もと き そ じちたい
桑名市こどもの権利条例は、この世界的な条約の考え方に基づいて、基礎自治体として、
こ けんり ほしょう さだ
子どもの権利を保障するために定めたものです。



★ こどもたちの願い ★

※ 小中学生との意見交換会やアンケート調査の結果をもとに

こどもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、
平和の中で安全に過ごしたいと願っています。

また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています。

こどもの権利条約や“こどもたちの願い”などを踏まえ

くわ な し じょうれい とく けんり たいせつ
桑名市の条例は、特に**10のこどもの権利**を大切にしています

- 1 差別されない権利
- 2 こどもにもっともよいことが考慮される権利
- 3 しあわせに育ち・生きる権利
- 4 いけん ひょうめい 意見を表明し、尊重される権利
- 5 プライバシーが守られる権利
- 6 あらゆる暴力から守られる権利
- 7 いりょう けんり 医療を受ける権利
- 8 いしょくじゅう かくほ 衣食住が確保される権利
- 9 きょういく う けんり 教育を受ける権利
- 10 やす あそ けんり 休み、遊ぶ権利

桑名市こどもの権利を守るためのそれぞれの役割



保護者

けんり りかい
こどもの権利を理解し、
き も そんちょう
こどもの気持ちを尊重すると
き ほんてき せいかつかんきょう ととの
ともに、基本的な生活環境を整え、
し ちいししゃかい ささ う
市や地域社会の支えを受け
よういくとう つと
ながらこどもの養育等に努める

こども

じぶん た ひと
自分や他の人にも、
けんり
それぞれに権利がある
りかい たが
ことを理解し、お互い
けんり そんちょう
に権利を尊重する



そだ まな し せつ 育ち学ぶ施設（※）

けんり まな せんもんせい
こどもの権利を学び、専門性を
たか きかいとう かくほ つと
高める機会等の確保に努め、
くわなし しょう れんけい
桑名市等と連携しながら、
あんぜん すこ せいちょう
こどもが安全で健やかに成長できる
ばしょ つと
場所になるように努める



し みん 市民

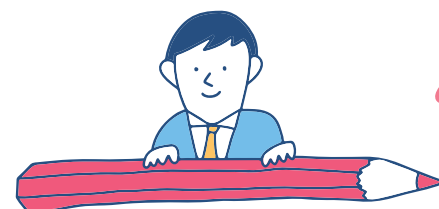
けんり し
こどもの権利を知り、
けんり ほしょう
こどもの権利を保障するために、
ちいき みまも し ちいき
地域での見守りや市や地域などが
じっし とりく きょうりょく つと
実施する取り組みへの協力に努める

くわ な し 桑名市

しみん かんけいしゃ れんけい
市民や関係者と連携して、
けんり まも
こどもの権利を守るための
とりく けんり まな
取り組みやこどもの権利を学ぶ
きかい かくほ すす
機会の確保などを進める



（※）「育ち学ぶ施設」とは、市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設、
がっこうきょういくほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう さだ じどう ふくしせつ
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校その他こどもが育ち、学び、活動する施設



けん り まも
こどもの権利を守るために
れん けい きょうりょく
連携・協力します